

産業廃棄物処理施設相続の届出申請書添付書類一覧

※申請書において「別紙参照」とした書類に加えて、以下の書類を添付すること。

提出書類	正本 1部	副本 5部
No.	添付書類及びその内容	
1	被相続人と届出者（相続人）の続柄を証する書類 戸籍謄本等。	
2	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（借入金がある場合はその返済計画及び収支計画） 「産業廃棄物処理業、廃棄物処理施設に係る申請書等の様式に関する要領」様式第8号によること。	
3	資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額と納付額を示す書類、及び直前3年の確定申告書の写し。 資産調書は「産業廃棄物処理業、廃棄物処理施設に係る申請書等の様式に関する要領」様式第9号により作成し、必要に応じて記載内容を証する書面を添付すること。 債務超過、施設設置に必要な資金が確保できていない、または新たに必要となる運転・維持管理費を賅える利益が計上できていない場合は、経理的基礎の審査のために必要な追加書類を求める。 所得税に関する書類（国税）は税務署発行の納税証明書（その1）。3年分を添付できない場合は、理由書、開業届出書写し等の追加書類を提出すること。 確定申告書の写しについては、税務署の受付印が押印されたもので、第1表・2表（必要に応じてその他の添付資料の写しの提出を求めることがある。）。修正申告がある場合は、修正申告書の写しとする。	
4	相続人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 住民票の写しは、本籍地が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないものとする。外国籍の場合は、住民票の代わりに外国人登録証明書の写し、又は登録原票記載事項証明書を添付すること。 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を証する登記事項証明書をいい、東京・大阪法務局または各地方法務局に申請して発行を受けること。 住民票の写し、登録原票記載事項証明書等の各種証明書等は発行日から3ヶ月以内のものであること。	
5	申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者）である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注） 住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書については、前項と同じ要件を満たすもの。	
6	申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注） 住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書については、前項と同じ要件を満たすもの。 政令第6条の10に規定する使用人とは、使用人で次の①、②に掲げるものの代表者であるもの ①本店又は支店（商人以外のもの）にあっては、主たる事務所又は従たる事務所 ②①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業にかかる契約を締結する権限を有する者を置くもの。	
7	委任状 届出者（相続人）でない者が提出する場合に必要。	
8	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を誓約する書面（注4） 「産業廃棄物処理業、廃棄物処理施設に係る申請書等の様式に関する要領」様式第25号により提出。	

(注) 以下の許可証（平成12年10月1日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して5年を経過しないものに限る。）の写しを添付（提出時に原本を持参すること。）した場合は省略可とする。（法施行規則第11条第8項）

- ① 産業廃棄物収集運搬業または処分業許可証（変更許可を含む）
（「規則第9条の2第5項（又は第10条の4第5項）の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。）
- ② 特別管理産業廃棄物収集運搬業または処分業許可証（変更許可を含む）
（「規則第10条の12第2項（又は第10条の16第2項）の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。）
- ③ 産業廃棄物処理施設設置許可（変更許可を含む）
（「規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。）

誓 約 書

申請者(申請を行う者のほか、申請者が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。))及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人を含む。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

吹田市長 宛

年 月 日

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称並びにその代表者氏名)